

成績評価に対する確認申立てに関する規程

2015(平成 27)年 6 月 25 日

制 定

(目的)

第 1 条 本規程は、松山大学における成績評価に対する確認申立ての手續について必要な事項を定めることにより、成績の正確性の担保と成績評価に関する説明責任を果たすことを目的とする。

(申立て人)

第 2 条 本規程により成績評価に対する確認を申立てられるのは、当該科目の履修者でその科目の成績評価を受けた本人（以下「学生」という。）とする。

(申立ての対象)

第 3 条 成績評価に対する確認を申立てることができる科目は学生が当該学期に成績評価を受けた科目とし、学生に付与された成績のみを対象とする。

(申立て先)

第 4 条 成績評価に対する確認は所定の手續きにより、教務課に申立てなければならない。なお、科目担当者への直接の確認申立ては認めない。

(確認申立て事由)

第 5 条 学生は、次の各号に該当する場合に限り、第 3 条に規定する科目について確認を申立てることができる。

- (1) 成績の誤記入等、明らかに科目担当者の誤りであると思われるもの。
- (2) シラバスや授業時間内での指示等により周知している成績評価の方法から、明らかに逸脱した評価であると思われるもの。

(確認申立て手續き)

第 6 条 確認を申立てようとする学生は、所定の申立書を教務課に提出しなければならない。なお、具体的な事由を明記していない申立書は受理しない。

- 2 所定の手續きによる確認申立てに基づかない成績の変更は認めない。
- 3 成績評価に対する確認申立ては一科目につき一度のみとする。
- 4 確認申立て期間は成績開示後の定められた期間とし、定めがない場合は原則として成績開示日から 3 日以内（授業日程による休日を除く。以下同様。）とする。

- 5 科目担当者は原則として申立書を教務課より受理した日から3日以内に、所定の回答書により教務課へ回答する。口頭での回答は原則として認めない。教務課は、科目担当者から提出された回答書により、速やかに学生へ回答を行うものとする。

(権利の停止)

- 第7条 根拠の明確でない確認申立てを多数提出する等、成績評価に対する確認申立ての権利を不当に濫用した場合、又は所定の手続きを経ずに科目担当者に執拗に確認申立てを行った場合は、確認申立ての権利を停止する場合がある。

(雑則)

- 第8条 この規程に定めるもののほか、成績評価に対する確認申立てに関し必要な事項は、学長が定める。

(所管)

- 第9条 成績評価に対する確認申立てに関する事務は、教務部教務課が所管する。

(規程の改廃)

- 第10条 この規程の改廃は、教務委員会及び教学会議の議を経て、学長が行う。

附 則

- この規程は、2015(平成27)年6月25日から施行する。